

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三股町は、国民年金関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーIDやパスワードにより操作者が操作する権限を限定している。また、事務の一部を外部委託業者に委託しているが、個人情報の保護に関する契約を締結し対応している。

評価実施機関名

宮崎県三股町

公表日

平成27年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関連事務
②事務の概要	国民年金法等の規定に則り、法定受託事務とされた以下の事務を行う。 ①資格取得と喪失、種別変更届出受理事務 ②死亡、氏名、住所変更届出の受理事務 ③年金手帳交付申請等受付事務 ④保険料納付口座の届出受理事務 ⑤付加保険料納付申出・追納申請受理事務 ⑥納付免除・若年者納付猶予・学生納付特例申請受理事務 ⑦国民年金保険料免除に係る所得情報の提供事務 ⑧法定免除申請の受理事務 ⑨老齢基礎年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金に関する裁定請求・届出等の受理事務 ⑩障害基礎年金定時届受理及び所得情報の提供事務 ⑪特別障害給付及び老齢福祉年金給付に係る所得情報の提供事務 ⑫保険料未納者、継続免除申請者の所得情報の提供事務
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民保健課
②所属長	町民保健課長 内村 陽一郎
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三股町町民保健課 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9631
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三股町町民保健課 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9631

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

